

新型コロナウイルス対策

(サントメ・プリンシペにおける公衆衛生上の警戒状態宣言：10月1日から15日間)

10月1日、サントメ・プリンシペ政府は、同国内での新型コロナウイルス感染対策と国内経済再生の均衡を取るため、「大惨事状態」を終了し、同日から15日間、公衆衛生上の「警戒状態」を宣言しました。

これに伴い、同国国家警察は、同期間中の衛生対策について下記のとおり発表しました。

- 1 閉鎖空間、学校敷地内及び自家用車・公共の乗り物内（運転手のみの場合を除く）におけるマスクの着用を義務づける。
- 2 一般に入場可能な公共・民間施設入場時の手洗いを義務づける。
- 3 観客に対しソーシャルディスタンス及びマスク着用を確認し、施設の収容可能人数の50%までに制限した上で、団体スポーツを許可する。
- 4 全ての国民及び外国人に対し、国際線による出入国時のPCR検査による陰性証明書の提示を義務づける。サントメ島ープリンシペ島間の移動の場合は、簡易検査で可とする。
- 5 一般の商店、レストラン、カフェ、パン屋及びケーキ店の営業については、従前の規制を維持する。
- 6 市場、宗教については、従前の規制を維持する。言い換えると、閉鎖空間で行われる全ての活動については、常にソーシャルディスタンス及びマスクの着用を確認し、施設の収容可能人数の50%を超えてはならない。
- 7 大衆のパーティーを禁止する。(fundoes e discotecas を含む)

本衛生対策に違反した場合は、刑法第421条に基づき、罰則の対象となる。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ(国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班(サントメ・プリンシペ兼轄)

所在地: Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号: (+241) 011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先: (+241) 077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp